

(現状)

○その他地域（緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県）におけるイベント開催制限については、基本的な感染対策を徹底する観点から、「感染防止安全計画」等の策定などを前提に、**規模要件等（人数上限及び収容率上限）に関する目安**を定めているところ。

- **人数上限** : 収容定員まで(感染防止安全計画を策定する場合) 等
- **収容率上限** : 50%(大声あり※)、100%(大声なし) ※観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。

(見直しの背景)

○ウィズコロナの取組を更に進めるため、様々な措置等の段階的な移行を推進。

○基本的な**感染対策は産業界全体に定着**し、概ね適切に実施されており、（行動制限のない）「その他地域」においては、こうした対策に基づくイベントについて、**その他の社会経済活動と比して特段の制限を設ける必要はないもの**と考えられる。

- 令和3年11月以降、**感染防止安全計画等の策定・実施により**、(大声なし・ありともに)**様々なイベントで基本的な感染対策が定着**。

(例)プロスポーツや音楽コンサート等のイベントにおいて、**会場の換気等の対策が適切に実施されていることを確認**。

(対応)

○感染防止安全計画の策定等による**基本的な感染対策の実施を前提に、収容率上限を50%とする制限については廃止（100%とする）**。

※なお、地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、収容率等の制限を行うことは差し支えないものとする。

(例：感染状況に応じて、国の目安より厳しい基準を設定する。)

※基本的対処方針の変更（1/27）により同日より適用し、都道府県の取扱い変更をもって運用開始。

今後のイベント開催制限の見直しについて

今後のイベント開催制限の概要

項目	収容率上限			人数上限		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
要請等の内容	大声あり 50%	大声あり 50%		【感染防止安全計画策定(※1)】 収容定員 まで	収容定員 まで	10,000人 対象者全員検査の 実施により、収容定員 まで追加可
	大声なし 100%	大声なし 100%				
	↓ 100%					

(※1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(※2)感染防止安全計画の項目を自己チェックにより確認する簡易版。

(注)都道府県知事の判断により、より厳格な制限を可としている。

(参考)「感染防止安全計画」の概要

- 「**感染防止安全計画**」は、**大規模イベント等**（5,000人超等）について、包括的な感染防止策の推進を図るもの。
- 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに**具体的な感染防止策の内容を記載**。都道府県がその内容を確認し、必要な助言を行う。

項目	感染防止策の概要
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
①飛沫感染対策	適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用、参加者間の適切な距離の確保 等
②エアロゾル感染対策	機械換気による常時換気又は窓開け換気 等
③接触感染対策	こまめな手洗・手指消毒、会場の消毒 等
(2) その他の感染対策	
④飲食時の感染対策	(1) と併せて、食事中以外のマスク着用 等
⑤イベント前の感染対策	発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥出演者やスタッフの感染対策	出演者やスタッフによる健康管理や必要に応じた検査等の実施、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策（舞台と客席との適切な距離の確保など）